

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団	(県) 所管所属	健康福祉部 障害福祉事業課
代表者 職氏名	理事長 横山 正博	電話番号	043-223-3889
所在地	千葉県緑区誉田町1丁目45番2	直近の決算 承認日	令和6年5月31日
電話番号	043-291-1831	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	https://www.chiba-reha.jp/corporation/	千葉県リハビリテーションセンターの運営に当たっては、県立施設として県民のニーズや県の政策を踏まえ、県全体を視野に、関係機関との連携を一層密にしながら、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担い、県民の一層の信頼が得られるように努めます。 また、県内の民間リハビリテーション施設等に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。 法人経営に当たっては、社会福祉法及び関係法令等を遵守し、適切な法人運営、事業実施並びに情報開示を行います。 また、人材の有効活用に向けて、業務の省力化、デジタル化を推進し生産性の向上を図ります。 安定した経営基盤の確立に向けては、月次収支等経営に係る情報の作成を迅速化するとともに経営層の職員と密に共有し、法人全体でサービス提供量の増加及び増収への取り組みを進めます。	
当初設立 年月日	昭和55年11月22日		
設立の経緯 団体の略歴	【設立趣意等の経緯】 千葉県千葉リハビリテーションセンターの設置に当たり、センターの管理運営を行う法人として、県が社会福祉事業法及び「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）に基づき設立。		
	【略歴】 S55. 11 法人設立 S56. 4 千葉県千葉リハビリテーションセンターの経営受託 H18. 4 同施設の指定管理者としての管理業務を開始以降、現在（第4期）まで継続して受託中		
定款に定める 設立の目的	千葉県と密接な連携を保ちつつ、県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。		

2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	10,000	(単位：千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	10,000	資本金等以外金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	10,000	100.00%	1位	0	該当なし

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「一」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県の社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的に、千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営を行う。 令和5年度は、入院・入所で延べ90,281人（利用率87.5%）、外来・通所で延べ47,596人の利用があった。					
【公共性・公益性】 県内唯一の総合リハビリテーションセンターとして、高度な医学的リハビリテーションから福祉サービスを利用した社会復帰に至るまで、各ライフステージに沿った、包括的なサービスを提供している。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
有（県内+近都県内）補足説明：他の社会福祉法人、社会医療法人等				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
87,437 千円	5,450,227 千円	133,297 千円	5,404,367 千円	1,287,034 千円	1,287,034 千円

【事業2】名称：千葉県医療的ケア児等支援センター運営業務				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県内の医療的ケア児等の支援体制構築として、様々な相談にワンストップで対応する相談窓口機能、各市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置、人材育成、協議の場の開催、災害時の支援体制の構築支援などを行う。 令和5年度は、実人数155名、延べ565件の個別相談を受け、人材育成として医療的ケア児等を支援する看護師等への研修を開催し、721名の人材を育成した。また、市町村より支援依頼を受け、延べ672件の地域支援を行った。					
【公共性・公益性】 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき千葉県が設置する事業であり、法第14条の立法趣旨に則り医療的ケア児等への支援を行う。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
有（県内）補足説明：他の医療法人				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	19,149 千円	千円	19,149 千円	19,149 千円	19,149 千円

【事業3】名称：千葉県高次脳機能障害支援普及事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 高次脳機能障害者への支援に関する取り組みを普及定着させるため、関連機関とのネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進する普及・啓発事業、支援手法に関する研修等を行う。 令和5年度は計4,248件の相談支援を行った。また、県と協同で連絡会・協議会を計4回、研修会・講演会・勉強会を計9回、家族会・交流会を計25回、訪問・連携会議を101回企画・開催し、外部の連絡会・研修会等にも計19回参加・協力をした。今年度は「高次脳機能障害を持つ方への支援に関するアンケート」の調査結果をホームページ内の千葉県内の高次脳機能障害支援機関リストに掲載し、情報更新をした。					
【公共性・公益性】 障害者総合支援法における地域生活支援事業（都道府県事業）の一つで、必須事業とされている。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
有（県内）補足説明：他の医療法人				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	10,000 千円	0 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円

【事業4】名称：千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 障害者や高齢者を含めたすべての人々が「したい生活」を実現できるようにリハビリテーション（以下、リハ）の視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、支援体制の整備を図るための県の中核機関として、千葉県リハ支援センターを受託し、事業を実施している。 令和5年度は、前年度に引き続き県に協力し、次期保健医療計画改定に向けた「地域リハあり方検討会」を企画し、二次保健医療圏ごとに指定されている地域リハ広域支援センターと県と3回開催した。併せて、ちば地域リハ・パートナーや窓口機能のあり方について検討した。 また、より効果的な事業展開を図ることを目的として、県担当者12回（1回／月）および地域リハ広域支援センターとの意見交換を6回（1回／2か月）開催した。 さらに、「全国地域リハビリテーション合同研修大会inちば」を地域リハフォーラムと合同開催し、県内外から113名の参加を得た。その他、厚生労働省「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の介護ロボットセミナー開催への協力、リフトリーダー研修等を開催し、県内の高齢者施設への情報提供を行った。					
【公共性・公益性】 介護保険法における一般介護予防事業の一つとして市町村が実施する「地域リハビリテーション活動支援事業」を広域的に支援する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
有（県内）補足説明：他の医療法人				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	813 千円	0 千円	813 千円	813 千円	813 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

（1）当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が出資等した当初の目的】 県では、身体障害児者の社会復帰を積極的かつ効果的に達成するため、身体に障害のある児者を一定期間入所させ適切な指導、治療、訓練、保護等のもとより、県内各施設に対し助言、援助を行いうる医学的、社会的リハビリテーション機能を保有した千葉リハビリテーションセンターを設置した。 当該施設の運営については高度で専門的な知識が求められることから、県が出資して当該団体を設立し、経営・労務・人事等の管理が円滑に行われる等の合理化・効率化を確保することとした。 【関係を維持する現在の意義】 設立時は主として肢体不自由児（者）への支援施設を運営していたが、病院としての医療機能の付加、重症心身障害児者・医療的ケア児者の支援、高次脳機能障害支援や地域リハビリテーション推進など障害福祉を取り巻く環境の変化に伴い、当該センターが求められる役割が年々拡大している。 このような状況において、特殊性・専門性の高い医療分野を担い、民間の医療機関での対応が困難な脊髄損傷、高次脳機能障害者等に対して高度で包括的なリハビリテーションを行う当該センターは県の障害者施策の推進において中心的な役割を担うことから、出資関係を維持する意義があるといえる。						
（2）類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 事業1 千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営 事業2 千葉県医療的ケア児等支援センター運営業務 事業3 千葉県高次脳機能障害支援普及事業 【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 当該事業団は開設当初から千葉リハビリテーションセンターの運営を行っており、現在も同センターの指定管理者（令和3年度～7年度）である。同センターの果たすべき役割を担うため、出資関係を維持する意義があるといえる。						
（3）県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	千葉リハビリテーションセンターは医療施設と福祉施設を兼ね備えており、医師や看護師のほか理学療法士、社会福祉士等の専門性の高い様々な職種の人材を採用、育成しながら運営を行っている。 県が直接これら多職種の採用や育成を行って運営することは困難、非効率であり、事業団が運営することにより、経営、労務、人事等の管理の円滑化による効率化・合理化が確保される。						
（4）県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況	【計画等名】 ○○（対象期間：○～○） 【指標名】 ○○（単位：○○） <table border="1" data-bbox="391 1010 1410 1070"> <tr> <th>基準（○年度）</th><th>実績（○年度）</th><th>目標（○年度）</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> 【指標と事業の関係性及び達成状況】	基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）			
基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）					
（5）資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性	昭和46年7月16日社第121号「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」において、設立の際の基本財産として、都道府県が設立する事業団であっては1,000万以上を出資することが示されていることから、必要最低限の金額を出資している。						
（6）運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性	【名称】 【内容】（金額：○○十円） ○○○○ 【必要性】						
（7）団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性	<table border="1" data-bbox="391 1391 1410 1435"> <tr> <th>【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</th><th>県が負担</th><th>16名</th><th>県以外が負担</th><th>0名</th></tr> </table> 【役職・業務内容】 ・千葉リハビリテーションセンターにおける診療業務 ・事務局及び法人運営全般に係る業務の統括 【派遣等の必要性】 令和6年7月1日現在で県が派遣している職員数は16名である。このうち、事務職は事務局長の1名だけで、残り15名は千葉リハビリテーションセンターにおける診療業務を統括又は従事する専門職として県が採用した医師である。 この理由として全国的な医師不足の中、安定的な人材確保のために派遣としており、県の関与が廃止又は縮小された場合、全国的・社会的に採用困難である医師の確保が困難となり、病院自体の運営に大きな影響が生じることからも県からの派遣は必要であると考ええる。	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	16名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	16名	県以外が負担	0名			

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

（１）関与方針区分 ※	関与維持（県と連携した経営改善）
（２）県としての具体的な取組 ※	利用者サービスを維持向上しつつ安定的かつ持続的な経営を図るため、収支と人員体制の均衡がとれるよう、経営計画に基づく経営改善を求める。
（３）取組実績とその成果	千葉リハビリテーションセンターの運営に当たっては、社会的使命を踏まえた上で利用者ニーズに的確に応え、利用者サービスの向上を図った。収入の増加、経費の節減等を常に意識し、効率的な事業運営に努め、良質なサービスの提供と県の負担軽減という指定管理者制度の目的の達成に努めた。 リハビリテーションの提供に当たっては、乳幼児から成人・高齢者まで幅広い層の利用者に対して、集中的、効率的にリハビリテーションを実施するために、療法士の計画的な増員やリハビリ実施時間の拡大を行っている。令和5年度のリハビリの総提供量は、指定管理者制度導入前（平成17年度）と比較して約2.9倍となった。 また、診療報酬制度の中でより高い収入を得るため、病棟編成や職員配置等について必要に応じて見直しを行っている。 これらの取り組みにより、令和5年度の利用料金収入（医療事業収入・障害福祉サービス事業収入）は指定管理者制度導入前（平成17年度）と比較して約1.8倍となり、約18億円増加した。 一方、支出の縮減についても、物品購入等における契約先・契約方法の見直しを随時行い、医薬品の購入に当たっては病院局との連携により県立病院と同条件での契約としたことに加え、購入額が多い医薬品についてはSPD（院内物流管理システム）の導入による在庫管理等の効率化を行うことで、契約額を削減している。
（４）課題	千葉リハビリテーションセンターは、重症心身障害や脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、医療的ケアから福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担うことが求められるが、センター開設から40年以上が経過し老朽化しているほか、現在の施設設備では利用者数の増加や通園施設の受入れニーズに対応するためのスペースに限界があること。 そこで、現地で建替えをする再整備事業を進め、令和5年度から工事着工となった。この間、現在の敷地において医療・福祉の提供を続けながら、建物の建築・解体を長期間にわたり行うことになるため、事業団には工事に伴う様々な制約や障害によりサービスの維持や収支への影響が出る可能性があること。
（５）県としての今後の対応の方向性	県立施設である千葉リハビリテーションセンターの指定管理者として、重症心身障害や脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担うほか、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなどの中核的センターとしての役割を果たせるよう、県の関与の下、利用者のサービスの向上及び経営の改善を図るよう指導する。 また、事業団と連携し、建替え工事期間中の利用者への影響を最小限に抑えられるよう努め、医療・福祉サービスの質や収益の維持を図っていく。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

（１）策定要件の該当性※	該当しない
--------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

（1）財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和6年2月2日	措置の公表年月日	令和6年11月22日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 義肢装具の製作過程において、実際には行われていない工程を実施したものと虚偽の書類が作成され、患者などの相手方に対して3,916,623円もの過大請求が行われていたことは誠に遺憾である。 今回の事案は少人数体制での所属で発生しており、また、属人的な業務であったことなどを踏まえ、組織としての内部けん制体制の強化やコンプライアンスの向上を図り、二度とこのようなことのないよう再発防止を徹底されたい。		本件は、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が管理する千葉県千葉リハビリテーションセンターの補装具製作施設で製作した義肢装具の一部について、製作過程で実施していない工程に係る費用を利用者及び市町村等の関係機関に請求していたものである。 事業団は過大請求に係る利用者・関係機関に謝罪の上、令和6年7月26日までに、会計伝票が保存されていた平成25年度以降の事案については、監査後に判明した過大請求額 3,485,702 円のうち、事業団の負担で2,355,175 円を返還した。さらに、会計伝票が残っていない平成24年度以前の事案については、監査後に関係機関に照会し、過大請求が明らかになった 1,109,521 円のうち、731,287 円を返還した。なお、返還が完了していないものについては、返還に向けての手续や協議を行っているところである。 また、不適正な請求を行っていた時期に補装具製作施設長を務めていた職員のうち現在も事業団職員である者2名に対して、文書で厳重注意を行うとともに、過大請求を行った本人を懲戒処分とした。 再発防止に向けて、事業団では新たに請求手順マニュアルを作成し、費用請求手続や業務管理体制を整えるとともに、これまで対象としてこなかった義肢装具製作における請求事務についても内部監査の対象とした。 また、コンプライアンス規程（令和6年1月1日制定）、推進計画（令和6年1月1日制定）及び職員行動指針（令和6年5月27日制定）を新たに策定したほか、管理職を対象に研修（令和6年1月12日実施）等を実施しコンプライアンス推進の徹底を図った。 加えて、令和6年11月頃に全職員を対象に研修を実施する予定である。 県は、令和5年8月31日に再発防止についての報告書を受領し、障害福祉事業課長から事業団に対し、二度と同様のミスを起こさないため、再発防止を徹底するよう指導した。さらに、令和6年3月19日に実地調査を行い、再発防止に向けて、十分な対策が図られていること及び義肢装具制作費の返還手続についても適切に進められていることを確認した。			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

1 年前の実施年月日	令和4年11月9日	措置の公表年月日	—	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

2 年前の実施年月日	令和3年10月29日	措置の公表年月日	令和4年6月28日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 入所児童に係る児童手当について、長期間にわたり申請が漏れたことにより未支給となり、結果として補填を余儀なくされた事例が認められたが、これらのことについては、保護者の信頼を大きく損ねるものであり、誠に遺憾である。今後は、現在確認中の案件についても早急に調査を進め、適切に対応するとともに、再発防止を徹底すること。		本件は、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が管理する千葉県千葉リハビリテーションセンターの医療型障害児入所施設「愛育園」に入所する児童について、事業団から千葉市へ児童手当の申請漏れがあったというものである。事業団は保護者に経緯を説明し、謝罪した上で児童手当相当額を事業団の負担で全額補填することとし、令和4年2月18日までに全ての支払い（合計1,420,000円）を完了した。 再発防止に向けて、事業団では児童手当の申請事務について、新たにチェックシートを作成するとともに、市から受領した現況届及び児童手当支払通知書と園内の児童手当等支給対象者名簿を複数職員で突合することより確認を徹底することとした。併せてマニュアルを改訂し、児童手当受給手続についての職員研修を定期的に実施するとともに、現況届の内容を内部監査で再確認することとした。 県は令和4年3月16日に本件の経緯と再発防止についての報告書を受領し、障害福祉事業課長から事業団に対し、二度と同様のミスを起こさないため、再発防止を徹底するよう指導した。			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

（2）包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

					該当の有無	無
監査テーマ						
実施年度	元号	年度	措置の公表年月日	元号	年	月 日
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください			措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください			

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

（1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 （書面）	定例回数 （書面）	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	2	5(2)	2(0)	75%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

（2）監査の状況

監査の状況 （行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る）	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	実施している外部的な監査の内容
公認会計士又は監査法人	無	有	無	有	社会福祉法に基づき実施。計算関係書類等が社会福祉法人会計の基準に準拠しているかの評価等。
監査又は会計に識見を有する者	無	有	有	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

（3）採用している会計基準

名称	その他（右欄に名称を記載）	その他欄	社会福祉法人会計基準

（4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	有	有	有	有
役員名簿	有	有	有	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	無	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	有	有	有	有
キャッシュフロー計算書	有	有	有	有	有	有
附属明細書	有	有	無	無	有	有
財産目録	有	有	有	有	有	有
事業計画書	無	有	無	無	無	有
収支予算書	無	有	無	無	無	無
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	有	有	有	有
業務の委託方法に関する規程	無	有	無	無	無	無
資金運用に関する規程	無	有	無	無	無	無
個人情報保護に関する規程	無	有	無	無	無	無
情報公開に関する規程	無	有	無	無	無	無

※「公表」とは、団体のホームページや、その他法令で定める方法により公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

8 役職員等の状況

(1) 常勤の役職員数（単位：人）

（各年度7月1日現在）

項 目	直近4年度前 (○年)	直近3年度前 (令和2年)	前々年度 (令和3年)	前年度 (令和4年)	現年度 (令和5年)
常勤役員数 ①～⑤の和	4	4	4	4	4
プロパー ①	1	1	1	1	1
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	2	2	2	2	2
県現職者 ④	1	1	1	1	1
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	485	484	486	487	482
プロパー ⑥	470	471	471	471	467
県退職者 ⑦	0	0	0	0	0
県現職者 ⑧	15	13	15	16	15
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

(2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項 目		前年度決算（令和4年）	直近決算（令和5年）
常勤役員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	4 人（ 3 人）	4 人（ 3 人）
	平均年齢	58 歳	59 歳
	平均年収	8,589 千円	8,704 千円
常勤職員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	480 人（ 15 人）	471 人（ 16 人）
	平均年齢	40 歳	40 歳
	平均年収	5,722 千円	5,705 千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、
（15人＋36人＋15人）/12か月＝5.5人となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「＊」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

名称	中長期計画	公表方法	未公表
対象期間	令和3年4月～令和8年3月	策定年月日	令和3年3月11日
概要	千葉リハビリテーションセンター再整備に当たって県で作成した基本計画及び令和3年度～7年度の指定管理者応募時の事業計画書に基づき、『障害児者が、地域等においてその人らしい暮らしを実現できるよう支援する』という基本方針の下に施設・部門別の取組事項を記載。併せて収支・人員見通しを作成。		
取組状況	中長期計画に基づき単年の事業計画を作成し、記載事項への取り組みに着手している。 具体的には、民間病院では受け入れが困難な障害（脊髄損傷ほか）を有する方への対応を強化するため、病床編成の見直しを検討し、サービスの充実を図った。また、経費の節減を常に意識し、業務効率化・経営の効率化に努めた。		
指標の達成状況	指標１：各事業におけるサービスの充実 【実績】病床編成の見直しにより脊髄損傷患者の入院受入体制を強化した。 【目標】脊髄損傷患者の入院患者数の増加、入院待機期間の短縮を図る。 指標２：経営の効率化 【実績】SPD（院内物流管理システム）の導入による在庫管理の効率化 【目標】経費の節減を図る。		
特記事項	該当なし		

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

10 財務状況（単位：千円又は％）

（1）貸借対照表

社会福祉法人会計の場合

項 目		前々年度決算 (令和3年)	前年度決算 (令和4年)	直近決算 (令和5年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資 産	流動資産	1,141,415	1,165,920	1,236,978	6.09%	該当なし
	固定資産	2,033,979	1,944,107	1,865,838	▲ 4.03%	該当なし
	うち有形固定資産	50,996	40,853	29,442	▲ 27.93%	減価償却による減
	資産合計	3,175,394	3,110,027	3,102,816	▲ 0.23%	該当なし
負 債	流動負債	593,616	625,502	605,726	▲ 3.16%	該当なし
	固定負債	1,336,017	1,305,228	1,231,338	▲ 5.66%	該当なし
	うち長期借入金	0	0	0	—	該当なし
	負債合計	1,929,633	1,930,730	1,837,064	▲ 4.85%	該当なし
	うち有利子負債	0	0	0	—	該当なし
純 資 産	資本金	10,000	10,000	10,000	0.00%	該当なし
	その他積立金	663,381	604,128	604,107	▲ 0.00%	該当なし
	次期繰越活動増減差額	572,380	565,169	651,645	15.30%	当期活動増減差額増加による増
	純資産合計	1,245,761	1,179,297	1,265,752	7.33%	該当なし

（2）損益計算書

社会福祉法人会計の場合（事業活動計算書）

項 目	前々年度決算 (令和3年)	前年度決算 (令和4年)	直近決算 (令和5年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
サービス活動収益	5,320,836	5,271,106	5,437,845	3.16%	該当なし
サービス活動費用	5,295,000	5,362,063	5,383,778	0.40%	該当なし
サービス活動増減差額	25,836	▲ 90,957	54,067	159.44%	令和4年度新型コロナウイルス感染症のクラスターによる施設稼働率の大幅な減少による反動増
サービス活動外収益	23,581	26,330	33,312	26.52%	全事協全国大会助成金等による増加
サービス活動外費用	1,494	1,327	903	▲ 31.95%	支払利息減少による減少
サービス活動外増減差額	22,087	25,003	32,409	29.62%	全事協全国大会助成金等による増加
経常増減差額	47,923	▲ 65,954	86,476	231.12%	令和4年度新型コロナウイルス感染症のクラスターによる施設稼働率の大幅な減少による反動増
特別収益	13,404	155	0	▲ 100.00%	令和4年度寄附による固定資産受増額
特別費用	0	0	0	—	該当なし
特別増減差額	13,404	155	0	▲ 100.00%	令和4年度寄附による固定資産受増額
当期活動増減差額	61,327	▲ 65,799	86,476	231.42%	令和4年度新型コロナウイルス感染症のクラスターによる施設稼働率の大幅な減少による反動増

（3）主な経営指標

社会福祉法人会計の場合

項 目	前々年度決算 (令和3年)	前年度決算 (令和4年)	直近決算 (令和5年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	192.28%	186.40%	204.21%
自己資本比率（純資産÷（負債＋純資産）×100）	39.23%	37.92%	40.79%
有利子負債比率（有利子負債残高÷純資産×100）	0.00%	0.00%	0.00%

※純資産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和6年度）

1.1 借入金等残高等の状況

（単位：千円又は％）

項 目		前々年度決算 (令和3年)	前年度決算 (令和4年)	直近決算 (令和5年)	直近増減率 対前年度比
各年度の借入金等		0	0	0	—
各年度の償還金等		0	0	0	—
借入金等決算残高 ①+②		0	0	0	—
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦		0	0	0	—
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧		0	0	0	—
借入・償還先の内訳	県 ③+④	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
	それ以外のもの ④	0	0	0	—
	県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
	民間その他 ⑦+⑧	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑧	0	0	0	—
	県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨		0	0	0	—
それ以外のもの ⑩		0	0	0	—

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

1.2 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

（単位：千円又は％）

項 目		前々年度決算 (令和3年)	前年度決算 (令和4年)	直近決算 (令和5年)	直近増減率 対前年度比
総収入 ①=②～⑥の和		5,357,821	5,297,591	5,471,157	3.28%
運用益収入 ②		221	218	417	91.28%
会費収入 ③		0	0	0	—
寄附収入 ④		230	1,200	200	▲ 83.33%
行政からの委託料等収入 ⑤		1,344,251	1,404,244	1,360,147	▲ 3.14%
その他収入（②～⑤以外） ⑥		4,013,119	3,891,929	4,110,393	5.61%
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩		1,314,464	1,384,779	1,335,324	▲ 3.57%
対総収入割合 ⑦÷①		24.53%	26.14%	24.41%	▲ 1.73%
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	1,297,116	1,326,866	1,317,271	▲ 0.72%
	対総収入割合 ⑧÷①	24.21%	25.05%	24.08%	▲ 0.97%
	補助金・交付金・負担金 ⑨	17,348	57,913	18,053	▲ 68.83%
	対総収入割合 ⑨÷①	0.32%	1.09%	0.33%	▲ 0.76%
	その他（⑧⑨以外） ⑩	0	0	0	—
	対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
資金運用等	有価証券等損益 ⑪+⑫	200	200	387	93.50%
	有価証券等評価損益（含み損益） ⑪	0	0	—	—
	売却・償還・配当等損益（実損益） ⑫	200	200	387	93.50%
	保有・運用中の有価証券等の取得額	0	0	0	—

(2) 県からの財政的な支援（借入金及び損失補償等を除く）

（単位：千円）

項 目	直近4年度前 (令和元年)	直近3年度前 (令和2年)	前々年度 (令和3年)	前年度 (令和4年)	直近決算 (令和5年)
運営費補助	0	0	0	0	0
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0